平成２４年（再イ）第１４号
仙台市泉区寺岡３丁目10番地の26
再生債務者　杉山　　仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月29日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第１３９号
さいたま市見沼区春岡３丁目21番地10　サンライフ大場205
再生債務者　山ノ内政司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月29日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第９４号
埼玉県所沢市中新井１丁目856番地　コーポカトレア203
再生債務者　小針　健次
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月29日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第１０４号
埼玉県狭山市大字北入曽936番地の１
再生債務者　井上　達也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月29日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第１６号
山口県下関市彦島江の浦町３丁目12番29―101号　アンジュール江の浦
再生債務者　橋羽　寿和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月29日
山口地方裁判所下関支部再生係

平成２４年（再イ）第３０６号
札幌市北区篠路町上篠路60番地53
再生債務者　岩渕　百利
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月30日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第５２号
兵庫県姫路市玉手１丁目99番地
再生債務者　山中　壮一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月29日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（再イ）第２１号
松江市西持田町135番地１　持田住宅３―102
再生債務者　大野　誠司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月30日　　松江地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第２３号
山口県宇部市大字中山607番地４
再生債務者　徳本　篤史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月30日　山口地方裁判所宇部支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第４号
栃木県小山市西城南７丁目10番地42
再生債務者　佐藤　育子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月25日まで
4　一般異議申述期間　平成25年３月11日から平成25年３月18日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（再ロ）第１２号
宮城県黒川郡富谷町鷹乃杜３丁目７番２号
再生債務者　福島　安英
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月26日まで
4　一般異議申述期間　平成25年３月12日から平成25年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第３号
新潟県長岡市下々条町1829番地８
再生債務者　高橋　洋行
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年１月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月19日まで
平成25年１月29日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２４年（再ロ）第３号
岩手県紫波郡紫波町日詰字朝日田42―１　レオパレスソレイユルヴァン206号
再生債務者　大倉　義孝
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年１月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月20日まで
平成25年１月30日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（再ロ）第９号
広島市安佐南区上安２丁目25番20―304号
再生債務者　延岡時男ことと　延　　時元
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年１月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月26日まで
平成25年１月29日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第４号
熊本県合志市豊岡2527番地278
再生債務者　西　　洸哉
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月27日まで
平成25年１月30日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再ロ）第２号
宮崎県延岡市粟野名町1570番地
再生債務者　梅田　　修
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年１月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月27日まで
平成25年１月30日　宮崎地方裁判所延岡支部

解散の公告

会社法
左記社会保険労務士法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
両法人の総社員の同意は平成二十五年二月十四日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年二月七日
東京都新宿区百人町二丁目一番一一号
（甲）社会保険労務士法人ＳＣＳ
代表社員　小澤　　勇
東京都新宿区百人町二丁目一番一一号
（乙）社会保険労務士法人ＳＣＳ社労士事務センター
代表社員　小澤　一子